

個人番号（マイナンバー）等の取扱いについて

平成 29 年 11 月
遠賀信用金庫

平成 27 年 9 月に公布された「個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（改正番号法）」等に基づき、預金口座へのマイナンバー（個人番号・法人番号）の付番が、平成 30 年 1 月 1 日から開始されます。

この法令改正を受け、遠賀信用金（以下「当金庫」といいます）は、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、平成 30 年 1 月 1 日から、個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的に、預金口座付番に関する事項を以下の通り追加いたしますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

<個人番号の利用目的>

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧ 預金口座付番に関する事務のため

当金庫は、お客さまから取得した個人番号を番号法で定められた目的のために、上記の業務において必要な範囲内で利用いたします。

以上